

第 1 回政策評価委員会における主な意見と対応及び
令和 4 年度施策に関する事後評価書（案）等
（修正箇所）

令和5年度第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

部局	目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
地球環境局	1	1	百瀬委員	代替フロンの入っていない自然冷媒や、冷媒が環境負荷を及ぼさないような機種は一体どれくらいのパーセンテージ、日本では普及しているのか。	日本における自然冷媒機器の累積導入件数は、2021年時点で約7万件と推計しています(出典:第1回中環審地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会・産構審産業技術環境分科会地球環境小委員会 合同会合 資料3)。なお、日本における自然冷媒機器の普及率については、機器の種類や業態種別等によって普及の状態が異なるため、一律にお示しできるデータがございません。
地球環境局	1	1	百瀬委員	CO ₂ の吸収に関して、農地や草地に関して、一体どれくらいの吸収能力になるのか。	令和3年度の農地および牧草地における吸収源対策による吸収量の合計は、350万トンCO ₂ 換算でした。 <出典>2021年度(令和3年度)の温室効果ガス排出・吸収量(確報値)(p.13) https://www.env.go.jp/content/000129139.pdf

地球環境局	1	2	山岸委員	<p>IPCC への貢献の中で 30 名ぐらい、国内からは出ていかれて、12 名ぐらいが環境省。国際貢献としてはすごいなと思った。他国と比較したときに多いのか、ほかの国と比べてどうだったか。</p>	<p>出身国や滞在国等、重複している場合もあるため、一概に集計が難しく算出はできておりません。</p> <p>おおよその目安として、執筆者は3つの作業部会で約800名選出され、執筆者の選定には、地域や先進国・途上国等、バランスも重視されております。IPCC には195の参加国がいることから、平均すると1カ国あたり約4名程度となります。</p> <p>【ご参考:AR6 執筆者一覧】</p> <p>WG1: https://apps.ipcc.ch/report/authors/report.authors.php?q=35&p=</p> <p>WG2: https://archive.ipcc.ch/report/authors/report.authors.php?q=36&p=</p> <p>WG3: https://archive.ipcc.ch/report/authors/report.authors.php?q=37&p=</p>
水・大気環境局	3	3	山岸委員	<p>他国から流れ着いてくるごみや、日本から流れ出ているごみについて、どのように把握しているか。</p>	<p>海洋における調査としては、漂着・漂流・海底ごみについて、これまで調査を行ってきております。他国から、あるいは日本の陸域から流れ出て海岸に漂着するごみの量や組成について、平成 22 年度に環境省調査事業として開始し、段階的に分類や言語割合などの調査項目を拡充しております。これらを、令和 2 年度「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」として整理し、各都道府県協力の元、調査を継続的に実施しています(毎年実施。令和 2 年度は 94 地点、令和 3 年度は 89 地点)。特に、言語割合については、日本海沿岸の海流等も考慮して、分類等整理しています。</p>

自然環境局	5	1	<p>深町委員</p> <p>「生物多様性の認識状況について」という指標について、実際どれくらい行動をしているかというような指標についても、ある程度見ていくということが、大事かと思うので、それについて意見をお聞きしたい。</p>	<p>内閣府の、生物多様性に関する世論調査「3 生物多様性保全のための取組について『(問5)生物多様性保全活動への取組状況』」の項目の結果中、「取り組みたい行動はあるが、行動に移せてはいない」33.7%、「取り組みたいと思わない」8.7%及び「無回答」1.3%を回答者全体 100%から差し引いた 56.3%が、「実際に行動を起こしている人の割合」とあるという算定をしております。</p> <p>委員御指摘の通り、なんらかの取組をしたい意向はあるが実際にできていない層が 33.7%いるという事実を受け止め、その層に対しても行動変容を促せる施策を考えてまいります。</p>
自然環境局	5	2	<p>深町委員</p> <p>里山については、国内では着実にいろんなことをやっていたらと思うが、やはり SATOYAMA イニシアティブと言ったことによって、いろんな国際連携だとか、国際的な視野で見える中で、特に社会経済というような統合的な見方で、どう取り組むかというようなところで、そういうつながりだとか連携みたいな部分がどうなっているのかというところが特に気になったので、後日でも分かれば教えてほしい。</p>	<p>SATOYAMA イニシアティブでは、二次的自然環境の保全及び持続可能な利用を国際的に推進しております。</p> <p>社会経済的な側面では、アグロフォレストリーや持続可能な放牧・漁業といった世界各国の優良事例について、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)事務局が加盟メンバーから収集・整理するとともに、それらの取組に対する支援、報告書の出版や各種会合等を通じた普及活動を行っています。</p> <p>特に、IPSI 定例会合においては、前述の取組を実際に行っているメンバーが一同に会し、情報共有のみならず新たな連携やネットワーク構築等を目的として、議論が活発に行われています(直近は 2023 年 7 月 8-11 日に秋田県秋田市で開催)。</p>

自然環境局	5	1	<p>山岸委員</p> <p>認識状況が7割に対して、その活動への意向を示す人が9割というのはどういうことなのか。認識がある人の中で、実際に行動をとろうとしている人が9割ということなのか。</p>	<p>内閣府の、生物多様性に関する世論調査「3 生物多様性保全のための取組について『(問5)生物多様性保全活動への取組状況』」の項目中、</p> <p>「生物多様性の保全に貢献する行動として、次にあげる行動の中で既に取り組んでいることはありますか」という問いについては、生物多様性の認知度に関わらず、以下のような行動をしているかどうかを回答していただいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わう ・エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買う ・取り組みたい行動はあるが、行動に移せてはいない <p>そのため、例えば、地産地消の取組等について、生物多様性に資する取組として認識せずとも行っている方などは、生物多様性の認知度にかかわらず、生物多様性に資する行動をとっていることとなります。このため、生物多様性に対する認知度よりも、生物多様性に資する取組への意向を示す人の割合が高くなることもありうると考えます。</p>
-------	---	---	--	---

地域脱炭素推進審議官グループ	9	1	大塚委員	<p>地方公共団体実行計画(区域施策編)において、努力義務となっている地方公共団体の策定が進んでおらず、今後の課題となっていることがわかるように、記述内容を見直してほしい。</p>	<p>政策評価書内「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」において、記述を追記しました。</p>
プロモーション室	-	-	蟹江委員	<p>こういった政策評価が必要となる中で、SDGsに係る取組については外務省が仕切っているが、環境省からこういったアプローチを出すことは大変良いことと認識している。可能であれば、もう一段踏み込んで、ターゲットまで記入することを検討いただきたい。</p>	<p>ご提案について検討いたしましたが、本プログラムで実施していたSDGs17の目標に応じた記入と比較して作業量が増大すると見込まれる点、本プログラムで検証した取組の範疇を大きく超える点などから、ターゲットまで踏み込んで記載することは、現時点では難しいと考えています。</p> <p>まずは本プログラムに準拠して、SDGs 17の目標に沿った記載で進めさせていただきつつ、次年度以降の運用結果を検証していきたいと考えています。</p>

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R4-42)

施策名	目標9-1 地域の脱炭素化の推進					
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ等を実現する脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100ヶ所を選定し、2030年度までに実現する。 ・屋根置き太陽光やゼロカーボンドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。 					
施策の予算額・執行額等		区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算 (a)	11,600	7,000	23,600	35,600
		補正予算 (b)	8,000	8,650	9,200	
		繰越し等 (c)	▲4,559	▲1,555	(※記入は任意)	
		合計 (a+b+c)	15,041	14,095	(※記入は任意)	
	執行額 (百万円)	10,997	5,999	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」 第3章第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」 第3章第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
		-	100	100	100	100	100		
		年度ごとの目標値	/	-	-	100	100	100	
	2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	×
		-	86	89	90	90	90	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	90	91	92	
	3. 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		-	-	120	204	162	191	1,000	
		年度ごとの目標値	/	-	100	200	150	-	

4. 脱炭素先行地域選定数	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	
	-	-	-	-	-	46	少なくとも100地域	-
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

5. 脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、改正温対法により区域施策編策定の努力義務が追加されたその他の地方公共団体においても策定率向上を図る。 ・事務事業編は令和4年度までに90.3%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は未策定の9.7%のうち、4.9%の地方公共団体が2022年12月以降に策定を行う予定であるとしており、今後新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて、地方公共団体における策定増加が見込まれるため、さらなる施策の推進により目標値の達成が可能と考えられる。 ・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の数については、R4年度までに累計677箇所を達成している。昨今の災害リスクの増大に対し、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」への応募件数は増加傾向にあり、R7年度までの目標達成が見込まれる。 ・脱炭素先行地域については、2025年度（令和7年度）までに少なくとも100か所以上選定するとしているところ、令和4年度においては4月に第1回として26地域、11月に第2回として20地域選定し、合計で46地域選定されている。令和7年度まで、引き続き大都市や小規模市町村等の市街地、住宅街、山村地域、離島など、様々な種類の地域から多様な提案の選定を続けていくこととしており、目標値の達成が可能と考えられる。

施策の分析

- 「ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業」の実施により、実行計画の量（各地方公共団体の温室効果ガス排出量等の見える化や実行計画策定・実施マニュアル等の技術的助言による策定率向上）と質（実行計画に基づく地域共生型再エネの促進など具体の事業推進等）の向上が図られつつあるが、引き続き、実行計画の策定・改定や計画に基づく取組が困難な市町村を適切な形で支援する必要がある。
- 区域施策編の策定義務を有する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）の策定率は100%と目標値を達成しているものの、それ以外の地方公共団体も含めた策定率は34%となっており、地域の脱炭素化にあたっての課題となっている。現在、地方公共団体の脱炭素への取組の機運が高まっており、計画づくりに対する需要が増大しており、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において多くの地方公共団体の支援を実施している。この機運を逃さないためにも、必要な予算の確保に努め、引き続き地方公共団体の脱炭素への取組を支援する必要がある。
- 激甚化・頻発化する気象災害や地震により、避難施設等のレジリエンス強化に加え、地方公共団体の脱炭素への取り組み機運が高まっており、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」への応募件数についても増加傾向にある。引き続き、必要となる財源確保に努め、公共施設のレジリエンス強化・脱炭素化への取り組みを支援する必要がある。
- 脱炭素先行地域の第1回募集では全国102の地方公共団体から79件の提案、第2回募集では全国53の地方公共団体から50件の提案をいただいた。引き続き多くの積極的な提案をいただけるよう、地方環境事務所を中心に、地方公共団体を支援していく必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 「施策の分析」欄に記載のとおり、各施策について目標達成に向けて順調に取り組が進んでおり、引き続き取組を進める。</p> <p>【測定指標】 ○測定指標1について、法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であるものの、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため、「ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率」に変更する。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定している。</p> <p>○測定指標3について、実績値を単年度実績から累計に変更し、また、年度毎の目標値は定めていないことから「-」に変更する。</p> <p>○測定指標5について、株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素に資する多様な事業への投融資を通じて支援した事業によるCO2排出削減量目標を令和5年秋に開催予定の官民ファンド幹事会において設定する。</p> <p>○上記以外の指標については、変更の必要がないため継続する。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>補助金等の選定に係る審査委員への協力、地方公共団体実行計画に関連するマニュアル・ガイド等に対する助言や地域脱炭素に関するセミナー等への講師として知見の活用を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和4年12月1日現在）（環境省）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>細川真宏（地域政策課長） 近藤貴幸（地域脱炭素事業推進課長） 木野修宏（地域脱炭素政策調整担当参事官）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	--	---------------	--	-----------------	---------------